

京都市告示第214号

平成24年12月27日京都市告示第385号（個人の市民税の寄附金控除の対象として認める市民の福祉の増進に寄与する寄附金）の認定について、所得税の適用の対象とならなくなった日以後の認定を取り消し、適用区分を次のとおり変更します。

平成29年6月23日

京都市長 門川 大作

控除対象寄附金	法人又は団体の所在地	使 途	適用区分
特定非営利活動法人日本文字文化機構に対する寄附金	京都市右京区常盤下田町20番地グランドパレスもと庄屋209号	当該法人の主たる目的である業務	平成24年1月1日～平成28年5月14日に支出された寄附金

(行財政局税務部税制課)